

静岡県人事委員会は、通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月19日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1239

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-34）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第11条の2 給与条例第11条第5項、教職員給与条例第12条第5項及び警察職員給与条例第11条の2第5項（以下この条において「給与条例第11条第5項等」という。）の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号。以下「分限条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年静岡県条例第10号。以下「外国派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p>第11条の2 給与条例第11条第5項、教職員給与条例第12条第5項及び警察職員給与条例第11条の2第5項（以下この条において「給与条例第11条第5項等」という。）の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項又は職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号。以下「分限条例」という。）第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年静岡県条例第10号。以下「外国派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、静岡県職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年静岡県条例第59号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業</p>

をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) (略)

2・3 (略)

第11条の4 (略)

2 月の中途において法第28条第2項又は分限条例第2条の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、外国派遣条例第2条の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条の規定により派遣され、地方公務員育児休業法第2条の規定により育児休業をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 (略)

をし、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第11条の4第2項において「派遣等となつた場合」という。）

(4) (略)

2・3 (略)

第11条の4 (略)

2 月の中途において派遣等となつた場合（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
別表第2を次のように改める。

別表第2 (第10条関係)

通 勤 届

年 月 日提出

(任命権者)		勤務公署名							
様		所在地							
職員番号		職名		氏名					
住居									
下記のとおり通勤の実情を届け出ます。									
主な届出の理由(該当する○に印を付する。)					<input type="checkbox"/> 直前の届出の区間と同一の区間がある。 (該当する区間に係る順路欄の□に印を付する。)				
開始 ○新規(異動により新たに支給対象となる場合を含む。) 改正 ○異動(引き続き支給対象になる場合に限る。) ○住居の変更 ○通勤経路の変更 ○通勤方法の変更 ○運賃・駐車場等の負担額の変更 終了 ○(理由:) 上記事実の発生日 年 月 日									
順路	通勤方法の別		区 間	距離 km	所要時間 (概算) 時間 分	乗車券等の種類		左欄の乗車券等の額 円	備 考 片道運賃(円)
	路線・会社名					綴り枚数			
1 □			住居 から まで	.	.				
2 □			から まで	.	.				
3 □			から まで	.	.				
4 □			から まで	.	.				
5 □			から まで	.	.				
計				.	.				
駐車場等	1 □	駐車場等の場所		駐車場等の利用料金	か月	円	契約期間		
	2 □	駐車場等の場所		駐車場等の利用料金	か月	円	契約期間		
	3 □	駐車場等の場所		駐車場等の利用料金	か月	円	契約期間		

記入上の注意

- この届出には、通常行っている通勤の実情を記入するものとする。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自転車、原動機付自転車、自動二輪車、軽四輪自動車、普通乗用自動車(普通貨物自動車を含む。)、鉄道(○○線等)、バス等の別を記入するものとする。
- 「乗車券等の種類」欄には、何か月定期、回数券、優待乗車券等の別を記入するものとする。
- 「駐車場等の場所」欄には、利用する駐車場等の場所(番地まで記載)を記入するものとする。
- 「駐車場等の利用料金」欄には、契約月数及び契約金額、「契約期間」欄には契約書等に記載されている期間(○年○月○日から○年○月○日まで)を記入するものとする。

通勤経路の略図(経路朱線)等

特記事項

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則第11条の2第1項第3号に規定する派遣等となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。
- 3 別表第2の通勤届は、当分の間、従前の様式のものによることができる。